

お客さま 各位

代理人の範囲変更に伴う「貸金庫規定」の改正について

平素より、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、お客さまの利便性向上を目的として、令和3年10月1日より貸金庫取引における代理人の範囲を“生計を同じくする成人の家族”から“成人の親族”へ変更させていただきます。また、これに伴い、「貸金庫規定」を以下のとおり改正しますので、お知らせします。

【改正する規定】

貸金庫規定

【改正日(施行日)】

令和3年9月1日(令和3年10月1日)

【改正内容】

「貸金庫規定」における代理人による取扱いの条項を、以下のとおり変更します。

<変更条項>

新	旧
4. 代理人による取扱い 代理人(成人親族1名に限ります。)による貸金庫の開閉をする場合には、借主から代理人の氏名、住所、暗証番号等を届出ください。自動貸金庫の場合は、代理人に代理人用の「貸金庫ご利用カード」を発行します。	4. 代理人による取扱い 代理人(生計を同じくする成人のご家族1名に限ります。)による貸金庫の開閉をする場合には、借主から代理人の氏名、住所、暗証番号等を届出ください。自動貸金庫の場合は、代理人に代理人用の「貸金庫ご利用カード」を発行します。

改正後の規定は、本改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。
各種規定の全文につきましては、弊庫ホームページ(規定一覧)をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。